

令和 3 年 4 月 27 日

保 護 者 の み な さ ま

島本町立第二小学校
校 長 辻本 堅二

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言に伴う
町立学校園の対応について

平素は本校の教育活動にご理解とご協力を頂き、厚く御礼申し上げます。
さて、令和3年4月25日(日)から大阪府に緊急事態宣言が発令されました。
学校では感染防止対策の徹底に緊急で取り組んでいくことが求められており、
下記のとおり対応いたします。
新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、必要に応じて
変更が生じる場合があります。変更が生じた場合は、再度お知らせします。

記

1 期間

令和3年4月25日(日)から令和3年5月11日(火)まで

2 授業について

(1) 分散登校や短縮授業は行わず、通常形態・1学級40人を継続します。ただし、
感染リスクの高い活動は実施しません。

【制限する教育活動等】

・長時間、密集又は近距離で対面形式となる活動等

(2) 感染拡大により不安を感じて登校できない場合は、個別の学習支援を行います。
その際、おうちやホームにパソコン、タブレット等がない場合は、必要に応じて
学校のタブレットを貸し出します。

【実施例】

・学習プリント等を課題として配布、回収、添削、指導

・ウェブ会議システム等の利用によるやり取りと、プリント学習の組み合わせなど

3 遠足・校外学習について

(1) 修学旅行について、1学期に予定されているものについては、2学期以降に延
期します。

(2) 遠足・校外学習については、中止もしくは延期します。